# 世田谷区業務継続計画〈震災編〉(BCP)概要版

#### 修正の視点

# (1) 実災害の教訓等を反映

- ① 東日本大震災、平成28年熊本地震等の実災害の教訓を 踏まえた災害対策関連法令改正や「大規模災害発生時に おける地方公共団体の業務継続の手引き」(平成28年 2月、内閣府(防災担当))の改定内容等を踏まえる。
- ② 東日本大震災を踏まえ、都が全面的に見直した「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月、東京都防災会議)より、本区全体の人的被害、建物被害、ライフラインの被害状況等を反映する。

# (2) 関連計画・マニュアル等との整合

- ① 世田谷区地域防災計画(平成29年修正)の新たな防災 対策を反映し、災対各部の応急対策業務、優先すべき復 旧・復興業務を選定する。
- ② 本計画を具体化する「世田谷区震災時職員行動マニュアル」「世田谷区震災復興マニュアル」(今年度修正中)に示される応急対策業務、復旧・復興業務との整合を図り、災害時の実行性を確保する。

## (3)非常時優先業務の見直し(計画策定から6年を経過)

- ① 最新の組織体制で非常時優先業務の見直しを行う。
- ② 災対各部、各課が選定した非常時優先業務ごとに業務内容を整理し、発災から1ヶ月以内の業務実施に必要な区職員の人数を検討する。
- ③ 災対各部、各課の非常時優先業務及び業務開始目標時間 等の整合を確保する。
- ④ 応急対策業務を行うための非常配備態勢に基づき、発災 から経過時間ごとの職員参集推計の見直しを行う。
- ⑤ 非常時優先業務に関する検討内容をデータベース化し、 計画の持続的メンテナンス体制を構築する。

#### (4)執行環境の確保

- ① 非常時優先業務を行うための執行環境の確保において、 関係所管で構成する検討部会を開催して「現状」及び「課 題」と「対策の方向性」を時点修正する。
- ② 新たな検討項目として、第1庁舎、第2庁舎に所在する 各課の「代替庁舎」について、候補施設の災害時の使用 用途、収容可能面積等を基に具体化する。

# 第1章 基本的な考え方

#### ○ 業務継続計画とは

- ・利用できる資源に制約がある状況下においても適切に業務を 執行するため、優先すべき業務を特定し、必要な資源の準備 や対応方針を定める計画である。
- 本計画の目的
- ・震災時において、区民の生命及び財産を保護し、区民生活に 必要不可欠な業務を早期再開することを目的とする。

### 第2章 計画の前提条件

- 地震の規模・発災条件
- 東京湾北部地震 M7.3
- · 冬の夕方 18 時、風速 8m/秒
- ・区の7割弱の地域(66.8%)で震度6強の揺れ
- 想定される被害

#### 区全体の被害想定

死者 655 人、負傷 7,449 人、全壊 1,366 棟、焼失 21,727 棟 電気停電率 19.4% 上水道断水率 30.8% 固定電話不通率 12.7% 下水道被害率 24.7%

#### 〇 想定される職員体制

・就業時間外(朝5時)発災を想定し、居住地から指定参集場 所への参集を時系列で推計する。

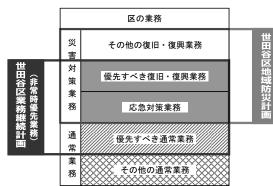
※非常配備態勢全員で 5,409 人

時間	発災~4 時間 以内	4~8 時間 以内	8~24 時間 以内	24~72 時間 以内	72 時間~ 1 週間以内
人数	1,941 人	2,925 人	3, 753 人	4, 221 人	5, 294 人
割合	35. 9%	54. 1%	69. 4%	78.0%	97. 9%

#### 第3章 非常時優先業務

#### 〇 非常時優先業務の選定

・前提条件を踏まえ、発災後1ヶ月以内に優先して開始すべ き「非常時優先業務」を選定し、業務開始目標時間、実施 に必要な人数を検討する。



- 非常時優先業務の選定結果
- 非常時優先業務は858
- ・うち災害対策業務が 416、優先すべき通常業務が 442

#### 〇 主な非常時優先業務

世田谷区業務継続計画<震災編>(BCP)の項目について

業務開始	非常時優先業務			
目標時間	災害対策業務	優先すべき通常業務		
発災~4 時間	執務環境確認・活動場所確保 災害対策本部の設置 拠点隊の巡回・情報収集 緊急輸送対応			
4~8 時間	避難所の状況把握、開設の支援 応急給水の実施			
8~12 時間	物資集積所開設・管理	戸籍届出受領事務		
12~24 時間	遺体収容所の開設 ごみ収集および措置			
24~48 時間	物資輸送の実施			
48~72 時間	福祉避難所の開設 緊急保育の実施、応急教育の順次実施 災害復興計画基本方針決定	あんしんすこやかセンター相談業務		
72 時間 ~1 週間	被災者総合相談所の開設 被災者生活実態調査の実施			
1~2 週間	り災証明発行に関する相談所開設	母子保健相談、育児相談 住民記録・住居表示(※) 戸籍関係証明書発行(※)		
2 週間 ~1 ヶ月間	り災証明発行 応急仮設住宅入居者の募集等	保育サービスに係る事務(区立・私立保育園等)		

(※)5支所のうち世田谷総合支所 において先行して再開する

# 第4章 非常時優先業務の執行環境の確保

○ 非常時優先業務の執行環境確保(概要)

O 2FF	O 非市時度尤未務の執行環境唯体(概要)				
項目	主な課題	主な対策の方向性			
職員	〇非常時優先業務の実施に必要な 人員の確保	<ul><li>○非常時優先業務の選定結果を基に、非常配備態勢の見直しを実施</li><li>○非常配備態勢、参集場所の定期的な更新、訓練等を通じた職員への周知徹底</li></ul>			
庁舎	<ul><li>○代替施設の確保、バックアップ機能の充実</li><li>○応急危険度判定及び緊急点検の実施体制の確立</li></ul>	<ul><li>○代替施設への必要な資機材の配備、具体的な使用方法等の検討</li><li>○大学等との協力協定による予備施設の確保</li><li>○判定する施設の優先順位、区・応援者の役割分担の検討、建物の緊急点検体制の確立</li></ul>			
通信	〇様々な状況に備えた多様な連絡 手段の確保	<ul><li>○防災行政無線の新規配備及び定期訓練による操作習熟</li><li>○無線配備の推進及びその他通信手段の検討</li></ul>			
情報システム	○情報システムの早期復旧 ○情報システム復旧後の運用体制 の構築	<ul><li>○重要システムのクラウドサービスへの移行</li><li>○システム運用委託事業者と早期復旧体制に向けた協議の実施</li><li>○各所管によるシステム復旧後の対応体制及び手順の明確化、マニュアル整備</li></ul>			
移動 手段	<ul><li>○車両の確保</li><li>○自動車以外の移動手段確保</li></ul>	〇民間事業者との災害時協力協定締結の検討 〇パンクレスタイヤを装着した自転車の導入			
飲料水 食料等	○職員用食料・飲料水の3日分確保	〇職員用食料・飲料水の更新(保存期限に応じた 定期的入れ替え)			

#### 第5章 計画の推進

#### 〇 推進体制

- ・全庁的に取り組みを進めるため、災害対策推進本部(部長会構成員で構成)を本計画 の推進体制とする。
- 業務継続のための職員配置は、事業継続対策部会にて調整する。